

# 浜田市立金城中学校いじめ防止基本方針

浜田市立金城中学校

はじめに

学校において、「いじめ問題」は生徒指導上の喫緊の課題であり、また近年の急速な情報技術の進展により、インターネットによる新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況である。こうした中、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む、基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

このような状況の中で、「いじめ防止対策推進法」「浜田市いじめ防止基本方針」を受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針「浜田市立金城中学校いじめ防止基本方針」を定めることとする。

## 【 いじめの定義 】

「いじめ防止対策推進法」第2条

「いじめ」とは児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 【 いじめの防止等に関する基本的考え方 】

- いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への周知を図る取組に努める。
- いじめを受けている生徒をしっかり守る。
- いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。
- いじめ見逃し<sup>ゼロ</sup>を目指す。

### （1） いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考えている。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指す。

### （2） いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、児童生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努める。

### （3） いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図る。また、いじめられた児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行う。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応する。

## 【 具体的な取組 】

### 1 いじめ防止のための取組み

- ・子どもにとって安心、安全の学校、学級づくり
- ・授業改善
- ・生徒理解
- ・生徒会を活用した自治的な取組み
- ・道徳教育の充実
- ・人権教育の充実
- ・豊かな体験活動の実施、読書活動（地域の方による読み語り）
- ・情報モラル教育
- ・いじめ防止等対策組織の設置
- ・保護者への周知、啓発

### 2 早期発見、早期対応の在り方

#### 【 早期発見 】

- ・全教職員による情報収集、情報共有（職員朝礼・職員会・その他適宜）
- ・日々の声かけ、観察、デイリーライフなどの日記からの気づき
- ・アンケート調査、アンケートＱＵ、教育相談
- ・校務支援システムの「いいところみつけ」の活用

#### 【 いじめの対応 】

- ・正確な事実の確認→管理職への報告、連絡、相談→必要に応じた組織対応
- ・必要に応じた警察との連携
- ・生徒への指導
  - ・いじめられた生徒を守る
  - ・いじめた生徒への指導
  - ・周りの生徒への指導
- ・保護者への連絡
- ・重大事態への対応
- ・危機管理の「さしすせそ」
  - ・最悪を想定して
  - ・慎重に
  - ・すばやく
  - ・誠意を持って
  - ・組織で対応
- ・専門家の招聘
- ・ネット上のいじめへの対応

### 3 教育相談体制、生徒指導体制の確立

#### 【 教育相談体制 】

- ・日々の面談、観察、ふれあい
- ・教育相談週間、アンケートQUを受けての相談
- ・SCの活用

#### 【 生徒指導体制 】

- ・組織的な生徒指導
- ・報告、連絡、相談、情報共有、役割分担
- ・日ごろからの保護者、地域、関係機関との連携

### 4 教員の資質向上に資する校内研修の充実

- ・「いじめ問題」についての研修（教育委員会から講師を招いて）
- ・授業力向上のための研修
- ・アンケートQUを活用した事例研修
- ・人権同和問題職員研修（小中連携）
- ・ネットに関する研修（情報モラル教育）
- ・SCを交えた教育相談研修

### 5 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

アンケート等による、いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。

#### (1) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、民生委員、地域との連携促進や、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

#### (2) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応を行う。

##### ① 教育委員会との連携

- ・関係児童生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

##### ② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為があると認められる場合

平成25年1月11日付け 浜田市教育委員会 教育長

「いじめに関する警察への相談・通報について」～ により、教育委員会への連絡および、警察への通報を行うこととする。

##### ③ 福祉関係との連携

- ・スクールソーシャルワーカーの活用（県教育委員会への依頼）
- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での児童生徒の生活、環境の状況把握

##### ④ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

## 6 年間の取り組み計画

| 月  | 校内体制作り   | 授業づくり・集団づくり  | 保護者  | 早期発見・対応  |
|----|--|--|--|--|
| 4  | <ul style="list-style-type: none"> <li>生徒に関する情報の引継ぎ</li> <li>「いじめ防止基本方針」の確認</li> <li>「学習の約束」の確認</li> </ul>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>学級の約束</li> <li>お互いの良さを知る活動</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止対策方針の説明・周知（PTA 総会）</li> <li>S C 紹介</li> <li>PTA 総会、学年懇談</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>日々のふれあい（通年）</li> <li>観察（通年）</li> <li>情報交換（通年）</li> </ul>                          |
| 5  | <ul style="list-style-type: none"> <li>学級経営案の作成</li> <li>民生児童委員との連絡相談会</li> <li>学校評議員会</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート Q U</li> </ul>  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケート</li> <li>教育相談アンケート</li> <li>教育相談</li> </ul>                              |
| 6  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>人権集会</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>人権集会の案内</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケート</li> <li>教育相談アンケート</li> <li>教育相談</li> </ul>                              |
| 7  | <ul style="list-style-type: none"> <li>青少年健全育成連絡協議会</li> </ul>   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>学年懇談</li> <li>三者面談（三年生）</li> <li>個人面談（一・二年生）</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート Q U を受けての教育相談</li> </ul>  |
| 8  | <ul style="list-style-type: none"> <li>小中連携職員研修<br/>（人権同和教育）</li> <li>アンケート Q U 研修</li> <li>いじめ防止校内研修<br/>（教育委員会から講師を招いて）</li> </ul> |  |  |  |
| 9  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>体育大会での学年を超えた交流</li> <li>2 年修学旅行</li> <li>3 年職場体験</li> </ul> |  |  |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>校内における授業公開による授業力向上のための研修（適宜）</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>学習発表会での学年の活動</li> </ul>                                     |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケート</li> <li>教育相談アンケート</li> <li>教育相談</li> </ul>                              |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> <li>学校評議員会</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート Q U</li> <li>人権集会</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>人権集会への案内</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケート</li> <li>教育相談アンケート</li> <li>教育相談</li> <li>アンケート Q U を受けての教育相談</li> </ul> |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> <li>取り組み評価アンケート（学校評価アンケートにあわせて）</li> </ul>  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>三者面談（三年生）</li> <li>個人面談（一・二年生）</li> </ul>                               |  |
| 1  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>情報モラル教育講演会</li> </ul>                                       |  |  |
| 2  | <ul style="list-style-type: none"> <li>学校評議員会</li> </ul>   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>人権集会への案内</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケート</li> <li>教育相談アンケート</li> <li>教育相談</li> </ul>                              |
| 3  |  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>学年懇談</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>次年度へ向けての教育相談</li> <li>小中連絡会による新入生の情報収集</li> </ul>                                 |

## 7 学校いじめ防止基本方針の評価

2学期末に各取り組みを振り返ったアンケートを教職員に実施する。その集計をもとに3学期に職員会を開催して次年度に生かす。

## 8 いじめ対応の手順

